

2026 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業

ミニレポート

雇用パス申請における最低給与改定実施の現状

2026 年 6 月 1 日より入国管理局の Expatriate Services Division（ESD）のオンラインシステムによる雇用パス（EP）の申請において、最低給与などが改定された。

2026 年 1 月に発表された改定の概要は下表の通り。カテゴリーごとの月額基本給が大幅に引き上げられたほか、1 人の駐在員が雇用パスの認可を取得できる最長期間が設定された。

カテゴリー	Basic Monthly Salary 月額基本給与		雇用契約期間（変更前） 雇用パス認可期限（変更後）		家族の滞在 パス取得可否	
	前	後	前	後	前	後
I	RM10,000 以上	RM20,000 以上	5 年まで （更新可）	10 年まで	可	可
II	RM5,000 - 9,999	RM10,000 - 19,999	2 年まで （更新可）	10 年まで （後継者育成計画書の提出）	可	可
III	RM3,000 - 4,999	RM5,000 - 9,999	12 か月まで （更新 2 回まで）	5 年まで （後継者育成計画書の提出）	不可	可

1. 月額基本給（Basic Monthly Salary）とは

当初、当該改定に関する入国管理局のブリーフィングにおいて、Basic Monthly Salary とは「マレーシアで課税対象となっているマレーシアで支払われる基本給与」であり、手当、賞与、インセンティブは含まない、マレーシア以外で支払われている給与も含まないとしていた。しかし、2026 年 6 月時点で有効な下記 FAQ によれば、「手当その他を含まない基本給与」としている。これによりマレーシア以外で受け取る給与も含めて良いように解釈される。すなわち、「マレーシア以外で受け取る給与を含まない」という明示的な表現ではなくなり曖昧に修正されている。これまで、マレーシア日本人商工会議所（JACTIM）が政府関係当局に対し、日本で受け取る給与なども含めた課税所得を基本給与のベースにすべきとして定義の見直しを求めてきた経緯があり、検討するとこの回答を得ていたことから、その点が反映された可能性がある。また、2026 年 7 月時点で TalentCorp との対面での確認によれば、「マレーシアの法人や事務所との雇用契約書に月額基本給与として記載される額でカテゴリーが判断されるのであって、給与額の一部がマレーシア国外で受取があってもそれは問われない。」とのことであった。

[Revised Expatriate Salary Policy FAQ.pdf](#)

2026 年 JACTIM（マレーシア日本人商工会議所）・JETRO 共同調査（2026 年 2～3 月実施、有効回答数 168 社）によれば、2026 年 6 月以降、日系企業の EP I 保有者のうちカテゴリー I をクリアできるのは全体の 16.6%にとどまるが、日本を含む海外での給与の一部も含めるとクリアできる EP 保有者は大幅に増えるとみられる。

2. マレーシア投資開発庁（Malaysia Investment Development Authority: MIDA）管轄の会社

MIDA 管轄の会社については、2026 年 3 月 16 日より、MIDA Expatriate System（MES）にてプロフェッショナルビジットパスおよび雇用パスの手続きが行われている。手続きについては、2026 年 6 月 1 日付でガイドライン（[Guidelines-EP 1-June-2026 latest.pdf](#)、[Guidelines-PVP 1-June-2026 latest.pdf](#)）及び FAQ（[Final-FAQ-for-MIDA-Expatriate-System-EP-PVP-EP-FG-DP 1-June-2026.pdf](#)）が発行されている。MIDA 管轄の会社とは、製造業だけでなく、国際調達センター（IPC）、プリンシパルハブ（PH）や駐在員事務所（RO）など MIDA により認可を取得している会社・組織が含まれる。

このガイドラインによれば、MIDA のキーポスト、タームポストの扱いは以下の通り。

	キーポスト	タームポスト
最低月額給与	RM20,000 以上	RM5,000 以上（製造業以外の MIDA 管轄のサービスセクター） RM7,000 以上（製造業）
学歴・職務経験	特に問わず	入国管理局と同様の要件 - 大卒以上は 3 年以上の職歴 - 高卒・短大は 5 年以上の職歴 - 職業訓練校など 7 年以上の職歴
後継者育成計画書	不要	必要

2023 年 6 月 15 日より前に給与額の要件なしに認可されているキーポストの扱いについては明確な記載はなく、MIDA に問い合わせたところ、そのようなキーポストを取得している会社は、キーポストを利用して、現行の最低月額給与を満たした上で雇用パスの申請を行うことができる、キーポストのステータスについては最低月額給与要件、実際の月額給与額、その他 MIDA の判断によるとしている。

また MES において、申請 1 回あたりの最長認可年数はキーポストかタームポストであるかを問わず、月額給与額に応じて下記の通り定められている。

- RM30,000 以上 : 60 カ月
- RM20,000～RM29,999 : 48 カ月
- RM10,000～RM19,999 : 36 カ月
- RM5,000～RM9,999 : 24 カ月

3. 後継者育成計画書（Succession Plan）について

2026 年 5 月 26 日付で後継者育成計画書（Succession Plan）の提出は 2027 年 1 月 1 日まで延期されることになり、カテゴリーⅡやⅢに変更になっても 2026 年中は提出する必要はなくなった。

以上

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート

「雇用パス申請における最低給与改定実施の現状」

(2026 年 7 月)

○作成：ジェトロ・クアラルンプール事務所

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター 竹ノ山千津子

【報告書の利用についての注意・免責事項】本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）クアラルンプール事務所が竹ノ山千津子コーディネーターに作成委託し、2026 年 7 月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本調査レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、読者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。